

保険外併用療養費（選定療養）について

同じ傷病名で病院（他病院含む）に通算 180 日を超えて入院されている患者さまは、一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の一部を負担して頂くことが国の法律で定められています。

（「健康保険法第 43 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養」平成 14 年 3 月 8 日厚生労働省告示第 79 号）

【180 日を越える場合と対象外になる場合について】

この 180 日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の病院に入院されていた期間も含まれますので、過去 3 ヶ月以内にいずれかの病院に入院されていた患者さまは、入院時に病棟事務員までお申し出下さい。

ただし、病院を退院した後、別の病気で入院したり、3 ヶ月間以上病院に入院しなかった場合や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所（入院）していた場合には通算されず、次の入院の時から新たに入院期間を計算することになります。また、難病や重症等の患者さんについては、この制度の対象とはなりません。

【入院期間の確認と退院証明書の提出について】

当院に入院するまでの過去 3 ヶ月間にどれくらいの期間、他の病院に入院していたか分からない場合は、以前に入院していた病院にお問い合わせの上、主病名と入院期間をご確認下さい。また、以前の退院に際して「退院証明書」が発行されていた場合は病棟事務員まで提出をお願いします。

通算入院期間が 180 日を超えた日以降の入院料のうち選定療養に係わる入院料金
1 日につき 2,576 円